

第17章 課徴金納付命令

第1節 課徴金制度について

I 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、2005年4月（公認会計士法については2008年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注) 制度の対象とする違反行為

1. 金融商品取引法

① 不公正取引

(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、風説の流布・偽計)

② 情報伝達・取引推奨行為

③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

2. 公認会計士法

(1) 公認会計士

① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

(2) 監査法人

① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、2005年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した(2018年7月1日付で総合政策局総務課に設置)。

II 課徴金納付命令までの手続（別紙1参照）

第2節 課徴金納付命令等の状況

I 課徴金納付命令の実績（別紙2参照）

1. 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
2005 事務年度～ 2015 事務年度	282 件	102 件	384 件
2016 事務年度	47 件	4 件	51 件
2017 事務年度	28 件	3 件	31 件
2018 事務年度	37 件	10 件	47 件
2019 事務年度	27 件	6 件	33 件
2020 事務年度	12 件	10 件	22 件
2021 事務年度	15 件	7 件	22 件

2. 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
2015 事務年度	0 件	1 件	1 件

II 審判期日等の実績

1. 三信建設工業（株）株式に係る仮装売買

（令和2（判）1）

2020年 4月24日 開始決定
2021年 11月15日 第1回審判期日
2022年 4月14日 課徴金納付命令

2. 公開買付者との契約締結交渉者による三信建設工業（株）株式に係る内部者取引

（令和2（判）2）

2020年 4月24日 開始決定
2021年 11月15日 第1回審判期日
2022年 4月14日 課徴金納付命令

3. オンコリスバイオファーマ（株）社員からの情報受領者による内部者取引

（令和2（判）23）

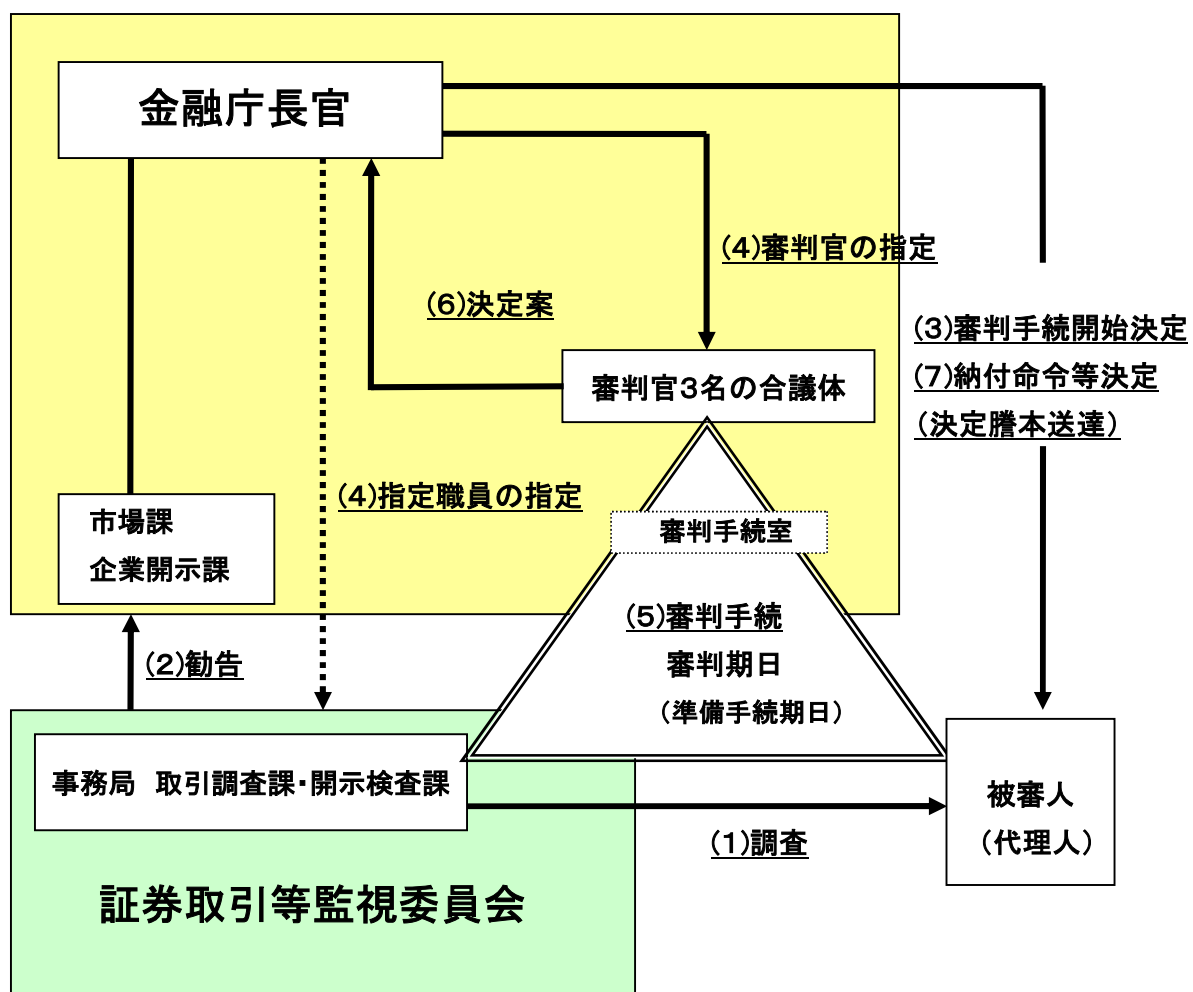
2021年 2月12日 開始決定

2021年12月8日 第1回審判期日

2022年4月26日 課徴金納付命令

(注) これまでに審判期日が開催され、2021 事務年度中に審判手続（審判期日）が
終結したもの。

調査から課徴金納付命令までの流れ

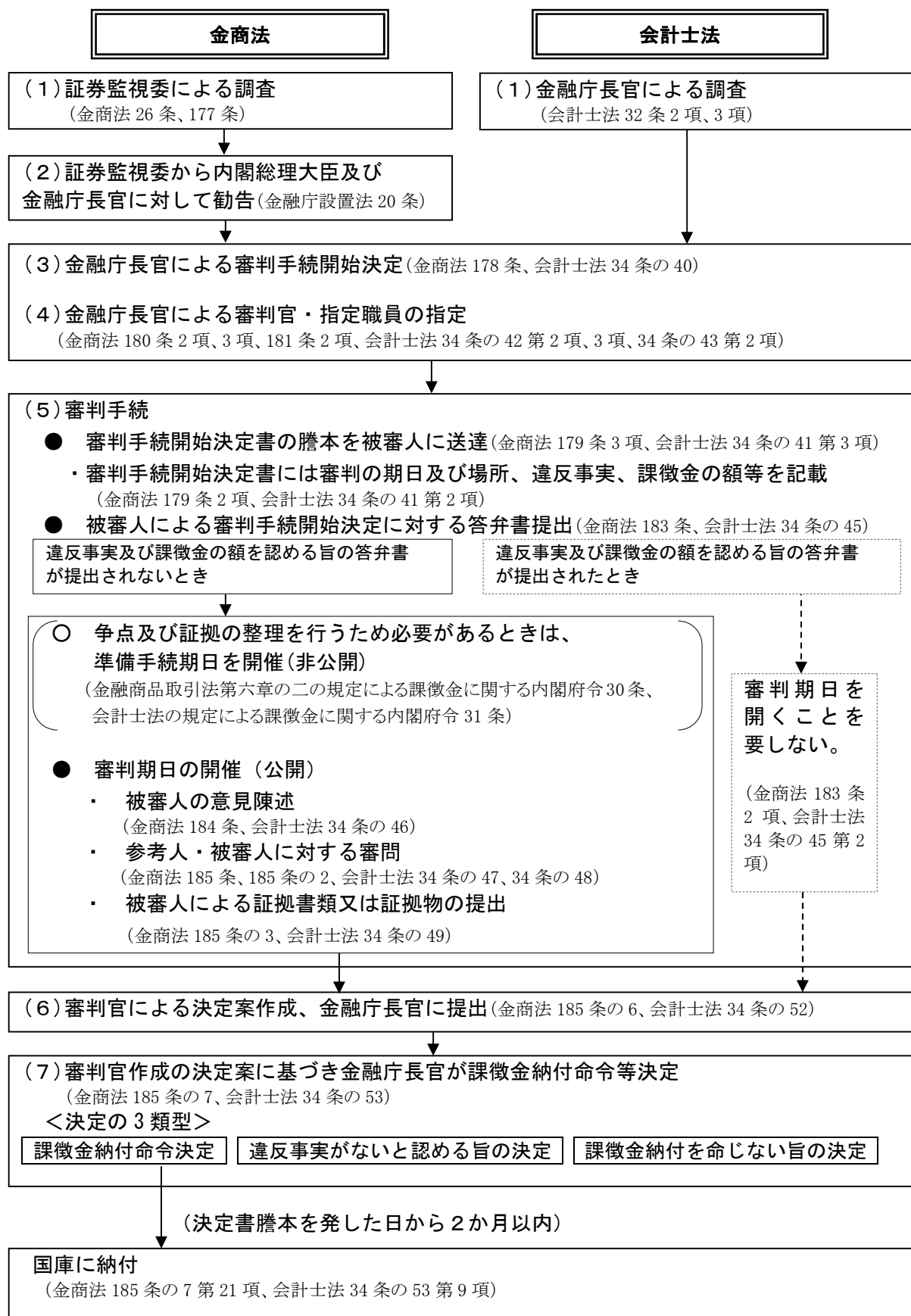


(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ



○課徴金納付命令決定の取消しの訴えを提起する場合は、決定の効力が生じた日から 30 日以内に裁判所に提起しなければならない(金商法 185 条の 18、会計士法 34 条の 63)

※(1)(3)(4)(6)(7)は、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている(金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4)
※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法、証券監視委は証券取引等監視委員会の略

課徴金納付命令の実績

(2021事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	ネットワンシステムズ(株)における有価証券報告書の虚偽記載(令和3年度第1号)	架空循環取引による売上の過大計上及び回収可能性の低い立替金に係る特別損失の不計上等、不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	ネットワンシステムズ(株)	2021年6月11日(勧告) 2021年6月16日(開始決定)	2021年8月5日	8110万9997円
2	第一商品(株)における有価証券報告書の虚偽記載(令和3年度第2号)	回収の見込みがない貸付金に係る貸倒損失の不計上等、不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	第一商品(株)	2021年6月18日(勧告) 2021年6月23日(開始決定)	2021年9月9日	600万円
3	(株)さいか屋株式に係る安定操作(令和2年度第9号)	(株)さいか屋株式につき、(株)東京証券取引所が定める上場廃止基準を超える水準に安定させる目的をもって、一連の売買及び委託をした。	個人	2020年9月11日(勧告) 2020年9月18日(開始決定)	2021年10月7日	1334万円
4	(株)イズミ株式外6銘柄に係る相場操縦(令和3年度第3号)	(1)住友大阪セメント(株)株式、 (2)九州旅客鉄道(株)株式、 (3)(株)バンダイナムコホールディングス株式、 (4)(株)イズミ株式、 (5)大成建設(株)株式、 (6)AGC(株)株式 及び (7)(株)小糸製作所株式 につき、各株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	2021年6月18日(勧告) 2021年6月25日(開始決定)	2021年10月7日	698万円
5	(株)gumi株式に係る相場操縦(令和3年度第4号)	(株)gumi株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	2021年10月15日(勧告) 2021年10月19日(開始決定)	2021年12月16日	1948万円
6	前田建設工業(株)役員による内部者取引(令和3年度第6号)	(1)重要事実(①前田建設工業(株)における剰余金配当の予想値について、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと及び②前田建設工業(株)の業務執行を決定する機関が、自己の株式の取得を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。 (2)公開買付け等事実(前田建設工業(株)の業務執行を決定する機関が、前田道路(株)株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、前田道路(株)株式を買い付けた。 (3)重要事実(前田建設工業(株)の子会社であった前田道路(株)の業務執行を決定する機関が、株式移転を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、前田道路(株)株式を買い付けた。	個人	2021年11月19日(勧告) 2021年11月26日(開始決定)	2022年1月20日	402万円
7	(株)梅の花における有価証券報告書の虚偽記載(令和3年度第7号)	特定の店舗に対する本社経費の配賦を不正に操作し、当該店舗の費用を適正額より過少に計上することにより、特別損失の計上を回避するという不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	(株)梅の花	2021年11月19日(勧告) 2021年11月26日(開始決定)	2022年1月20日	300万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
8	(株) ジーエヌアイグループ株式外 1 銘柄に係る相場操縦 (令和3年度第8号)	(1) (株) ジーエヌアイグループ株式 及び (2) ファナック (株) 株式 につき、各株式の売買を誘引する目的を もって、各株式の売買が繁盛であると誤解 させ、かつ、各株式の相場を変動させるべ き一連の売買及び委託をした。	個人	2021年12月14日 (勧告) 2021年12月21日 (開始決定)	2022年2月24日	1667万円
9	三井製糖 (株) との契約締結交渉者 役員による内部者取引 (令和3年度第10号)	重要事実 (三井製糖 (株) の業務執行を決定する機関が、日本甜菜製糖 (株) と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと) について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、三井製糖 (株) 株式を買い付けた。	個人	2022年1月21日 (勧告) 2022年1月28日 (開始決定)	2022年3月10日	27万円
10	(株) ミツバ株式に係る相場操縦 (令和2年度第11号)	(株) ミツバ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	2022年1月21日 (勧告) 2022年1月28日 (開始決定)	2022年3月10日	82万5000円
11	(株) レオパレス21 社員からの情報受領者による内部者取引 (令和3年度第12号)	重要事実 ((株) レオパレス21 の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと) について、同社社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	2022年1月28日 (勧告) 2022年2月4日 (開始決定)	2022年3月10日	1850万円
12	三信建設工業 (株) 株式に係る仮装 売買 (令和2年度第1号)	三信建設工業 (株) 株式の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させる等その売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、自己による売買の注文を対当させ、権利の移転を目的としない仮装の売買をした。	個人	2020年4月17日 (勧告) 2020年4月24日 (開始決定)	2022年4月14日	3億3475万円
13	公開買付け者との契約締結交渉者による三信建設工業 (株) 株式に係る内部者取引 (令和2年度第2号)	公開買付け等事実 ((株) アクティオホールディングスの業務執行を決定する機関が、三信建設工業 (株) 株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと) について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、三信建設工業 (株) 株式を買い付けた。	個人	2020年4月17日 (勧告) 2020年4月24日 (開始決定)	2022年4月14日	70万円
14	オンコリスバイオフィーマ (株) 社員からの情報受領者による内部者取引 (令和2年度第23号)	重要事実 (オンコリスバイオフィーマ (株) の業務執行を決定する機関が、中外製薬 (株) と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと) について、オンコリスバイオフィーマ (株) 社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、オンコリスバイオフィーマ (株) 株式を買い付けた。	個人	2021年2月5日 (勧告) 2021年2月12日 (開始決定)	2022年4月26日	2820万円
15	(株) リミックスポイントの子会社との契約締結者役員による内部者取引 (令和3年度第9号)	重要事実 ((株) リミックスポイントの連結子会社である (株) ビットポイントジャパンの管理する仮想通貨が不正に流出し損害が発生したこと) について、契約の履行に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株) リミックスポイント株式を売り付けた。	個人	2021年12月17日 (勧告) 2021年12月24日 (開始決定)	2022年4月26日	216万円
16	グレイステクノロジー (株) における有価証券報告書等の虚偽記載 (令和3年度第13号)	売上の架空計上及び売上の前倒し計上等の不適切な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	グレイステクノロジー (株)	2022年2月22日 (勧告) 2022年2月24日 (開始決定)	2022年4月26日	2400万円
17	(株) ジャストプランニング役員からの情報受領者による内部者取引 (令和3年度第15号)	公開買付け等事実 ((株) オージス総研の業務執行を決定する機関が、(株) ジャストプランニング株式を買い集めることについての決定をしたこと) 及び重要事実 ((株) ジャストプランニングの業務執行を決定する機関が、(株) オージス総研と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと) について、(株) ジャストプランニング役員から伝達を受けながら、各事実の公表前に、自己の計算において、(株) ジャストプランニング株式を買い付けた。	個人	2022年3月18日 (勧告) 2022年3月25日 (開始決定)	2022年5月26日	1922万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
18	(株)メタリアルにおける有価証券報告書等の虚偽記載 (令和3年度第16号)	ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定を過大に計上することによる販売費及び一般管理費の過少計上のほか、共同開発における売上の過大計上等の不適正な会計処理を行い、 (1)重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出した。 (2)重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、株券及び新株予約権証券を取得させた。	(株)メタリアル	2022年3月18日 (勧告) 2022年3月25日 (開始決定)	2022年5月26日	2億8309万円
19	川田テクノロジーズ(株)株式に係る相場操縦 (令和3年度第17号)	川田テクノロジーズ(株)株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	2022年3月25日 (勧告) 2022年3月30日 (開始決定)	2022年5月26日	58万5000円
20	(株)MTGにおける四半期報告書の虚偽記載 (令和4年度第1号)	売上の過大計上という不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出した。	(株)MTG	2022年4月15日 (勧告) 2022年4月22日 (開始決定)	2022年6月16日	366万円
21	(株)ジー・スリーホールディングスにおける有価証券報告書等の虚偽記載 (令和4年度第2号)	売上の前倒し計上及び売上の架空計上等の不適正な会計処理を行い、 (1)重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、当社の実質的な主要株主であり役員に準ずる者が議決権の過半数を所有している会社との取引を「関連当事者との取引」として、連結財務諸表への注記を行わず、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出した。 (2)重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、株券を取得させた。	(株)ジー・スリーホールディングス	2022年4月26日 (勧告) 2022年5月9日 (開始決定)	2022年6月16日	4605万円
22	(株)スパンクリートコーポレーション株式に係る相場操縦 (令和4年度第3号)	(株)スパンクリートコーポレーション株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	2022年4月26日 (勧告) 2022年5月11日 (開始決定)	2022年6月16日	309万円